

令和6年度部所管事務の変更等について (第2号議案、第3号議案関係)

1 亀岡市部設置条例の一部を改正する条例案の概要

【業務の移管元】

(市長公室)

「定住促進対策に関すること。」

【業務の移管先】

(政策企画部)

「定住促進対策（空家対策を除く。）に関すること。」を所管する。

(まちづくり推進部)

「空家対策及び活用に関すること。」を所管する。

(生涯学習部)

「地球環境子ども村に関すること。」

(環境先進都市推進部)

地球環境子ども村に関する業務を現行の「環境政策の総合調整及び推進に関すること。」に包含して所管する。

(教育部)

「文化財の保護に関すること。」及び文化資料館の管理運営

(生涯学習部)

「文化財の保護に関すること。」及び文化資料館の管理運営を所管する。

【職員定数（附則規定）】

総数は変更なし

(単位：人)

	現行	改正案	増減	備考
市長事務部局	525	565	40	
議会事務部局	8	8	0	・亀岡市議会事務局設置条例の定めるところによる。
教育委員会事務部局及び教育機関	95	65	△30	
その他行政委員会等	8	8	0	・監査委員事務部局は、亀岡市監査委員条例の定めるところによる。 ・兼務除く
上下水道事業事務部局	75	65	△10	
病院事業事務部局	138	138	0	
合計	849	849	0	

2 亀岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案の概要

文化財の保護に関する業務及び文化資料館を教育委員会の職務権限から市長部局に移管するため、必要な条例を制定する。